

平成21年度公共事業再評価対象事業 重点評価実施基準 算出結果表

資料2

各指標の結果は0～3点で配点 0点(問題なし) < 3点(問題大きい)  
 W(ホワイト) 0～6点 Y(イエロー) 7～12点 O(オレンジ) 13～18点 W(問題なし) < 0(問題大きい)

番号	事業種	事業名	事業実施箇所	事業目的・事業概要	事業採択年度	当初完成予定年度	前回完成予定年度	変更完成予定年度	当初事業費(億円)	前回再評価時事業費(億円)	変更後事業費(億円)	変更後全体進捗率(%)	評価区分(前回評価年度)	工期, 事業費の主な変更理由	県の対応方針(案)	指標					指標6		要再評価度						
																指標1	指標2	指標3	指標4	指標5	事業需要変化と判断理由	点数	合計点	判定					
1	道路	一般県道大衛仙台線小野道路改良事業	大和町	道路改良事業により、国道4号や主要地方道仙台泉線の恒常的な混雑緩和や物流、交流の円滑な促進に寄与するもの。 延長1,437m 車道幅員6.5m(全体幅員11.5m)	H7	H20	H21	H24	27.3	27.3	33.90	78.5%	再々評価(H16)	掘削土砂処分方法の変更により事業費及び工期が変更となった。	事業継続	停滞なし	0	-4.9%	1	1.29	1	24.2%	1	5.10	0	需要はプラスの方向 仙台市側の間連道路 (北四番丁大衛線)が 供用する予定であるため	0	3	W
2	道路	みやぎ東北高速幹線道路整備事業(期)	栗原市	栗原・登米地方の中心都市相互の連携を強化し、地域の活性化および産業振興に資する高速性・定時に優れた自動車専用道路を整備するもの。 延長8,800m 車道幅員7.0m(全体幅員12.0m)	H7	H19	H24	H23	315.0	315.0	250.0	89.6%	再々評価(H16)	順調に事業が進捗し、事業の完成を予定より1年早くすることが出来る見込みである。	事業継続	停滞なし	0	1.4%	0	1.31	1	-20.6%	0	1.80	0	需要はほぼ同じ	1	2	W
3	道路	主要地方道丸森柴田線坂津田道路改良事業	角田市	道路改良事業により、仙南圏域を南北に連絡する幹線道路を整備し、円滑で安全な交通の確保を図るもの。 延長1,760m 車道幅員6.5m(全体幅員12.0m)	H12	H23	-	H28	15.1	-	14.70	30.6%	10年未完了	歩道計画の見直しにより事業費の見直しを行った。	事業継続	停滞なし	0	-28.2%	1	1.42	1	-2.6%	0	2.60	0	需要はほぼ同じ	1	3	W
4	道路	主要地方道河南築館線松崎道路改良事業	涌谷町	道路改良事業により、通勤通学路や生活道路として安全で円滑な交通を確保し、また大崎圏とその他の地域との一層の連携強化を図るもの。 延長1,941m 車道幅員6.0m(全体幅員9.75m)	H7	H19	H24	H24	8.3	8.3	6.84	53.8%	再々評価(H16)	地元との調整を行い、道路幅員及び迂回延長の見直しを行った。	事業継続	停滞なし	0	-29.5%	1	1.38	1	-17.1%	0	1.00	2	需要はほぼ同じ	1	5	W
5	道路	一般県道半田山下線小平道路改良事業	角田市山元町	仙台南部地域の広域的な連携強化と交流促進を図るため、道路改良事業により、道路の利便性を向上するもの。 延長6,350m 車道幅員6.5m(全体幅員11.0m)	H12	H22	-	H22	67.0	-	71.20	86.9%	10年未完了	トンネル地盤状況により事業費が増額することとなった。	事業継続	停滞なし	0	-4.0%	1	1.00	0	6.3%	0	4.80	0	需要はプラスの方向 間連道路(常盤自動車 道山元IC)が平成21年 度に開通する予定で あるため	0	1	W
6	河川	広域河川白石川(荒川)河川改修事業	村田町	荒川の治水対策として、河川改修を行うもの。 改修延長2,250m	S48	H23	H30	H40	14.7	20.0	20.00	62.8%	再々評価(H10)(H16)	事業重点化により休止期間があり、工期が延長した。	事業継続	7年	3	-3.3%	1	1.44	1	36.1%	2	2.66	0	需要はほぼ同じ	1	8	Y
7	河川	広域河川増田川(川内沢川)河川改修事業	名取市岩沼市	川内沢川の治水対策として、河川改修を行うもの。 改修延長11,780m	H7	H25	H25	H40	186.6	186.6	186.60	61.5%	再々評価(H10)(H16)	現在の県財政を勘案し、事業計画の見直しにより工期が延長した。	事業継続	停滞なし	0	17.4%	0	1.79	1	0.0%	0	1.13	2	需要はほぼ同じ	1	4	W
8	河川	津谷川総合流域防災事業	本吉町	津谷川の治水対策として、河川改修を行うもの。 改修延長4,670m	H2	H20	H20	H40	49.6	49.6	23.0	27.1%	再々評価(H11)	事業区間を津谷川のみに見直したため、事業費が減額となった。 事業重点化により休止中であり、工期が延長した。	事業継続	10年	3	-24.2%	1	2.05	2	-53.6%	0	1.57	0	需要はほぼ同じ	1	7	Y
9	河川	真野川(上流)総合流域防災事業	石巻市	真野川の治水対策として、河川改修を行うもの。 改修延長7,300m	H元	H25	H30	H30	29.9	29.9	29.90	54.5%	再々評価(H11)(H16)	現在の県財政を勘案し、事業計画の見直しにより工期が延長した。	事業継続	停滞なし	0	-15.5%	1	1.20	1	0.0%	0	1.72	0	需要はほぼ同じ	1	3	W
10	河川	洞堀川総合流域防災事業	大和町	洞堀川の治水対策として、河川改修を行うもの。 改修延長2,725m	H2	H23	H23	H40	19.5	19.5	19.50	44.2%	再々評価(H11)(H16)	事業重点化により休止中であり、工期が延長した。	事業継続	10年	3	-7.1%	1	1.77	1	0.0%	0	6.42	0	需要はほぼ同じ	1	6	W
11	海岸	侵食対策事業 大曲海岸	東松島市	越波による背後資産の浸水被害防止と砂浜の浸食防止を図るため、海岸保全施設を整備するもの。 海岸保全区域延長6,830m	H2	H18	H27	H27	21.0	71.9	38.80	92.3%	再々評価(H11)(H16)	沖合方向へのヘッドランド延伸が減となり、事業費が減額となった。	事業継続	停滞なし	0	15.3%	0	1.53	1	84.8%	3	5.63	0	需要はほぼ同じ	1	5	W
12	砂防	南野尻沢2通常砂防事業	仙台市	地域生活へ多大な影響を与える土石流災害を未然に防ぐため、砂防えん堤築造工事を実施するもの。 砂防えん堤4基 渓流保全工457.5m	H12	H15	-	H23	3.4	-	6.4	91.6%	10年未完了	3つの土石流危険渓流が隣接しており、平成14年度に南野尻沢2(2)、平成16年度に南野尻沢2(3)、南野尻沢2(4)についても順次着手したものの、	事業継続	停滞なし	0	8.3%	0	3.00	2	89.1%	3	1.36	1	需要はほぼ同じ	1	7	Y
13	砂防	大沢川火山砂防事業	大崎市	砂防流路工ならびに砂防えん堤を施工し、下流市道、人家、耕地等を保全し、民生の安定を図ることを目的とし、火山砂防事業を実施するもの。 流路工2,265m 床固工12基 帯工10基 砂防えん堤1基	H12	H19	-	H23	10.0	-	16.40	75.4%	10年未完了	平成15年度に全体計画変更し、本川流路工計画を一部見直し、さらに田沢川堰堤工を追加した。また平成19年6月の豪雨により、大沢川本川への円滑な流入が制御困難な状況にあることから、支深取付の流路工を施工することとなったもの。	事業継続	停滞なし	0	-8.0%	1	1.50	1	64.0%	3	1.22	1	需要はほぼ同じ	1	7	Y
14	農業農村整備	かんがい排水事業(迫川上流地区)	栗原市登米市岩手県一関市	基幹的な農業水利施設を整備し、農業用水の合理的配分を行うとともに、農業経営の近代化及び合理化を図るもの。 受益面積3,760ha 頭首工3箇所 揚水機場工3箇所 用水路工40,709m	S58	H2	H22	H22	61.3	102.8	87.10	97.9%	再々評価(H11)(H16)	施設構造等に係る他官庁協議の長期化や、関係市町村内で実施されている複数事業への予算配分の影響により、工期が延長となっていたものの、前回再評価時以降は計画どおりに進捗している。 また、事業費は、構造協議等により変更が生じたものの、他事業との共同工事等に伴う節減により減額となった。	事業継続	停滞なし	0	1.5%	0	3.50	3	42.1%	2	1.03	2	需要はほぼ同じ	1	8	Y
15	農業農村整備	かんがい排水事業(迫川上流3期地区)	栗原市	基幹的な農業水利施設を整備し、農業用水の合理的配分を行うとともに、農業経営の近代化及び合理化を図るもの。 受益面積3,014ha 頭首工3箇所 揚水機場工2箇所 用水路工32,855m	S61	H5	H22	H22	60.0	92.0	81.60	98.8%	再々評価(H11)(H16)	施設構造等に係る他官庁協議の長期化や、関係市町村内で実施されている複数事業への予算配分の影響により、工期が延長となっていたものの、前回再評価時以降は計画どおりに進捗している。 また、事業費は、構造協議等により変更が生じたものの、他事業との共同工事等に伴う節減により減額となった。	事業継続	停滞なし	0	2.8%	0	3.13	3	36.0%	2	1.12	2	需要はほぼ同じ	1	8	Y
16	農業農村整備	かんがい排水事業(大崎西部2期地区)	大崎市	基幹的な農業水利施設を整備し、農業用水の合理的配分を行うとともに、農業経営の近代化及び合理化を図るもの。 受益面積478ha 揚水機場工2箇所 用水路工4,349m	H12	H19	-	H23	17.7	-	15.80	74.1%	10年未完了	関係市町村は、整備を必要とする農業地域が多く、事業着手の早い地区から順に重点化しているために、工期が延長となった。 また、事業費は、関連事業との共同施行による水路延長の変更や物価変動等により減額となった。	事業継続	停滞なし	0	-9.4%	1	1.50	1	-10.7%	0	1.08	2	需要はほぼ同じ	1	5	W
17	農業農村整備	経営体育成基盤整備事業(田尻西部地区)	大崎市	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、汎用耕地による土地利用の向上、維持管理の節減等の合理化及び農業構造の改善を図り、地域農業体系を確立するもの。 受益面積483.0ha 区画整理483.0ha 暗渠排水475.5ha 畚土45.0ha	H12	H16	-	H26	71.9	-	54.30	51.6%	10年未完了	関係市町村ではほ場整備地区が多く、予算を配分する結果となり、工期が延長となった。 また、事業費は、地区内発生土の転用や排水路の最小断面見直しによる節減と物価変動等により減額となった。	事業継続	停滞なし	0	-15.1%	1	3.00	2	-24.5%	0	1.37	1	需要はほぼ同じ	1	5	W
18	農業農村整備	経営体育成基盤整備事業(敷玉西部地区)	大崎市	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、汎用耕地による土地利用の向上、維持管理の節減等の合理化及び農業構造の改善を図り、地域農業体系を確立するもの。 受益面積240.3ha 区画整理240.3ha 暗渠排水239.8ha	H12	H16	-	H24	37.3	-	23.10	92.6%	10年未完了	関係市町村ではほ場整備地区が多く、予算を配分する結果となり、工期が延長となった。 また、事業費は、地区内発生土の転用や排水路の最小断面見直しによる節減と物価変動等により減額となった。	事業継続	停滞なし	0	15.5%	0	2.60	2	-38.1%	0	1.26	1	需要はほぼ同じ	1	4	W
19	農業農村整備	経営体育成基盤整備事業(北上地区)	石巻市	ほ場の大区画化等の整備を行い効率的なほ場条件とし、汎用耕地による土地利用の向上、維持管理の節減等の合理化及び農業構造の改善を図り、地域農業体系を確立するもの。 受益面積293.6ha 区画整理293.6ha 暗渠排水291.8ha	H12	H19	-	H24	55.7	-	47.80	41.4%	10年未完了	関連上位事業及び本事業の施設構造等に係る他官庁協議の長期化により、工期が延長となった。 また、事業費は、地区内発生土の転用や排水路の施工方法の見直し等による節減と物価変動等により減額となった。	事業継続	停滞なし	0	-35.6%	2	1.63	1	-14.2%	0	1.05	2	需要はほぼ同じ	1	6	W
20	農業農村整備	湛水防除事業(槻木地区)	柴田町	流域開発に伴う流出量の増大等により排水条件が悪化しているため、排水施設を再整備し、湛水被害を防止するとともに、農業経営の安定と地域住民の生活環境の向上を図るもの。 受益面積464.8ha 排水機場1箇所 導水路267.4m 排水路1,833.3m	H7	H12	H22	H24	49.8	63.0	60.9	92.0%	再々評価(H16)	旧排水機場等施設の撤去に係る他官庁協議の長期化により、工期が延長となった。 また、事業費は、既設護岸の有効利用、掘削残土の再利用等による節減と物価変動等により減額となった。	事業継続	停滞なし	0	8.6%	0	3.00	2	22.3%	1	1.01	2	需要はほぼ同じ	1	6	W

# 公共事業再評価 重点評価実施基準 説明資料

## (1) 「重点評価」の趣旨

公共事業再評価の評価方法については、規則第25条により、同第24条に掲げる5つの基準について定性的又は定量的に分析した後、県民の視点に立って、当該対象公共事業を継続することが適切であるかどうかを判定することとしており、評価調書も、これら5つの基準に従って記述することとしています。

[公共事業再評価の基準]（「行政活動の評価に関する条例施行規則第24条」）

- 一 事業の進捗状況が順調であること又は順調でない場合にあっては、相当の理由があること。
- 二 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化に対応していること。
- 三 事業の実施とその代替案とを比較検討した場合、当該事業の実施が妥当であること。
- 四 事業の経費の縮減について検討した内容が適正であること。
- 五 事業の経費に対する効果の比率が適正であること。

重点評価は、判定に先立つ「定量的な分析」の内容を構成するものとして、予め各基準について定量化できる部分を指標化し、さらに、その数値結果を4つの段階に区分及び点数化し、それらの合計点をもとに、最終的に3段階に区分することにより、詳細審議事業の選定及び事業継続の適切性の判定の参考とするものです。

## (2) 設定した指標と再評価の基準

### ①事業の進捗状況

- 一 事業の進捗状況が順調であること又は順調でない場合にあっては、相当の理由があること。

#### 指標1：事業停滞年数

【定義】 事業採択後、事業が実質的に休止している年数

【区分と点数】

区 分	点数
1年まで	0
3年まで	1
5年まで	2
5年越	3

#### 指標2：事業工程乖離度

【定義】 現計画工程における現在事業進捗率（A）と現計画事業進捗率（B）の差  
 $(A) - (B)$

ここで

(A) = 累計投資事業費 / 現全体事業費

(B) = 累計年単純割額 / 現全体事業費

※累計年単純割額とは現全体事業費を現予定事業年数で割った年単純割額を再評価時点までの年数分合計したもの。

【区分と点数】

区 分	点数
0%以上	0
▲0%～▲30%未満	1
▲30%以上～▲60%未満	2
▲60%以上	3

(参考例) 例：現全体事業費20億円、設定工期10年間、現在5年目、累計投資事業費4億円の場合

(A) = 累計投資事業費 / 現全体事業費 (A) = 4 / 20 = 0.2

(B) = 累計年単純割額 / 現全体事業費 (B) = ((20 ÷ 10) × 5) / 20 = 0.5

従って、事業工程乖離度 = (A) - (B) = 0.2 - 0.5 = ▲0.30 → 2点

#### 指標3：事業工期延伸度

【定義】 当初予定事業期間（B）と現予定事業期間（A）との割合  
 $(A) / (B)$

ここで

(A) = 現完了予定年度 - 事業採択年度 + 1

(B) = 当初完了予定年度 - 事業採択年度 + 1

【区分と点数】

区 分	点数
1.0以下	0
1.0～2.0以下	1
2.0～3.0以下	2
3.0～	3

(参考例) 事業採択 H10(1998)、当初完了予定年度 H17(2005)、現完了予定年度 H22(2010)の場合

(A) = 現予定事業期間 (A) = 2010 - 1998 + 1 = 13

(B) = 当初予定事業期間 (B) = 2005 - 1998 + 1 = 8

従って、事業工期延伸度 = (A) / (B) = 13 / 8 = 1.63 → 1点

### ②事業の費用対効果

- 四 事業の経費の縮減について検討した内容が適正であること。

#### 指標4：事業費増加度

【定義】 事業費の増加状況（変化割合） (A) / (B)  
 ここで

(A) = 現全体事業費 - 当初全体事業費

(B) = 当初全体事業費

【区分と点数】

区 分	点数
減～10%未満増	0
10%～30%未満増	1
30%～50%未満増	2
50%以上増	3

(参考例) 現全体事業費24億円、当初全体事業費20億円の場合

(A) = 現全体事業費 - 当初全体事業費 (A) = 24 - 20 = 4

(B) = 当初全体事業費 (B) = 20

従って、事業費増加度 = (A) / (B) = 4 / 20 = 0.2 → 20%増 → 1点

- 五 事業の経費に対する効果の比率が適正であること。

#### 指標5：B/C値（最新値：評価時の再計算値を原則とする）

【定義】 費用と効果の割合

【区分と点数】

区 分	点数
1.5以上	0
1.5未満～1.2以上	1
1.2未満～1.0以上	2
1.0未満	3

③事業の需要変化

二 事業を取り巻く社会経済情勢等に変化に対応していること。

**指標6：事業需要変化度**

【定義】社会情勢の変化や事業を取り巻く環境の変化により，事業採択時と評価時の需要（交通需要，水需要，利用需要など）を比較して区分する。各事業について需要の指標などを設け，数字に基づく客観的なランク付けを行う。

【区分と点数】

区 分	点数
需要はプラスの方向	0
需要はほぼ同じ	1
需要はマイナスの方向	2
需要は大幅なマイナス	3

三 事業の実施とその代替案とを比較検討した場合，当該事業の実施が妥当であること。

指標設定せず。

(3) **要再評価度の判定**

各指標の点数の合計により，事業継続の適切性を以下の3段階で示します。

点数合計値	要再評価度	区 分
～ 6	W(ホワイトカードレベル)	「問題がない」と思われるレベル
7～12	Y(イエローカードレベル)	「問題がある」と思われるレベル
13～18	O(オレンジカードレベル)	「問題が大きい」と思われるレベル